

夜間対応型訪問介護の最重要課題

一関係機関への追跡実態調査を踏まえて一

タナカ タカアキ ワキ ノ コウ タ ロウ
田中 孝明*1 脇野 幸太郎*2

目的 在宅での生活を希望する要介護者にとって、夜間帯での緊急時のニーズに対応するのが夜間対応型訪問介護である。平成17（'05）年の介護保険法改正によって地域密着型サービスのひとつとして創設され、市町村の指定・監督権限のもと実施されている。本研究では、この事業の実態について把握することを目的とし、そこから明らかになる問題点について若干の検討を行ってみたい。

方法 本調査は、平成20（'08）年4月から平成21（'09）年4月までの厚生労働省「介護給付費実態調査月報」を参考とするほか、平成21（'09）年7月1日から31日に実施した追跡アンケート調査をもとにまとめた。具体的には、全国の夜間対応型訪問介護の事業所に対するアンケート調査から実態を分析する。

結果 事業所数の推移は、全国的な傾向として減少傾向にある。開設主体では営利法人が最も多く、これに社会福祉法人が続いている。利用者数に関して、全国的には増加傾向にある。利用者の属性として、介護度が軽・中度の利用者が大半を占めている。家族構成は、高齢者単身世帯が半数以上である。訪問理由について、「排泄」が最も多く、次いで「転落・転倒」であった。自治体による緊急通報サービスとの兼務に関しては、29事業所のうち6事業所が自治体から委託されていた。

結論 この事業の利用状況は低調であり、利用率を伸ばすためには潜在的なニーズの掘り起こしが必要である。そのためには、広報の充実が求められるとともに、安定的な運営体制の確保のために人材の確保が急務である。また、この事業拡大のために、類似したサービスである緊急通報サービスとの機能を整理したうえで、有機的な活用方法が望まれる。

キーワード 夜間対応型訪問介護、介護報酬改定、利用限度額、緊急通報サービス

はじめに

平成17（'05）年の介護保険法改正において新たに地域密着型サービスとして創設された夜間対応型訪問介護は、18（'06）年4月から市町村の指定・監督のもと実施されている。筆者は20（'08）年に全国の実態調査（以下、第1次調査）を実施した¹⁾。今回、21（'09）年度の介護報酬改定（夜間対応型訪問介護に関する改

定の内容は 24時間対応加算〔610単位／月〕の新設、定期巡回サービス費が347単位／回から381単位／回へ、サービス提供体制強化加算〔12単位／回〕が新設）を踏まえ追跡実態調査（以下、第2次調査）を試み、現状分析を通して、夜間対応型訪問介護の今後の課題について考察することとする。

* 1 久留米大学文学部社会福祉学科助教 * 2 大分大学福祉科学研究センター講師

研究 方 法

本調査では、平成19（'07）年12月から20（'08）年9月末までに行った第1次調査で対象とした事業所のなかで、休止を除く82事業所を第2次調査の対象とした。調査期間は21（'09）年7月1日から31日である。具体的には、82事業所に対して調査票を郵送し、そのうち29事業所から回答を得た（回収率35.4%）。

設問は、平成21（'09）年7月1日から31日の1カ月間における利用者数、利用者の要介護度、世帯類型別の割合、定期巡回、随時巡回サービスの回数、随時訪問サービスにおける他の訪問介護事業所への委託、自治体

による緊急通報サービスについて、介護報酬改定の影響（自由記述）、随時訪問サービスの訪問理由、現状での問題点・今後の課題・要望等（自由記述）である。

結 果

（1）事業所数の推移

1) 全国的な傾向

厚生労働省「介護給付費実態調査月報」平成20（'08）年4月から21（'09）年4月までのなかで、夜間対応型訪問介護に関する全国的な事業所数の推移を示したのが図1である。全国における夜間対応型訪問介護の事業所数は、平成20（'08）年4月に92事業所であったが、平成21（'09）年4月には86事業所となり、全体的な事業所数は減少傾向にある。開設主体別をみると、21（'09）年4月現在において営利法人が最も多く49事業所（全体の57.0%）、次いで社会福祉法人が21事業所（24.4%）となっている。また、20（'08）年4月から21（'09）年4月までの1年間で社会福祉法人の開設は10事業所増加している一方で、営利法人は19事業所がこの事業から撤退している。

2) アンケート回答を得た事業所

今回アンケート回答を得た事業所の開設主体別で、最も多いのが営利法人で15事業所、次いで社会福祉法人が12、医療法人1、NPO法人1である。総数29事業所のうち、事業の休止届を市町村へ提出した事業所が5つ含まれている。その内訳は、社会福祉法人が3事業所、営利法人が2事業所であった。

図1 事業者数の推移

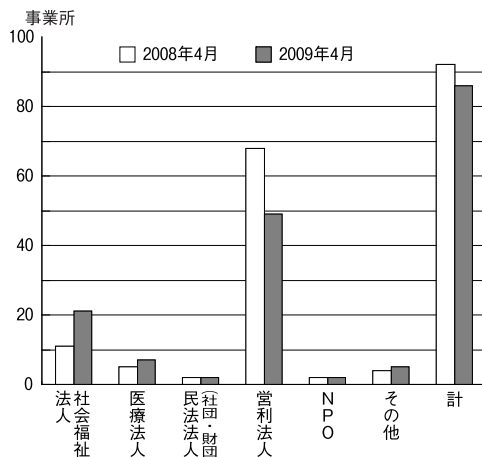


表1 介護サービス受給者数、要介護状態区分・サービス種類別

(単位 千人)

	総数	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
2008年 4月	2.2	0.5	0.5	0.5	0.4	0.3
5月	2.4	0.5	0.5	0.6	0.4	0.3
6月	2.6	0.5	0.6	0.6	0.5	0.4
7月	2.8	0.6	0.7	0.7	0.5	0.4
8月	2.9	0.6	0.7	0.7	0.5	0.4
9月	2.9	0.6	0.7	0.7	0.6	0.4
10月	3.1	0.6	0.8	0.8	0.6	0.4
11月	3.3	0.7	0.8	0.8	0.6	0.4
12月	3.4	0.7	0.9	0.8	0.6	0.4
2009年 1月	3.5	0.7	0.9	0.8	0.6	0.4
2月	3.7	0.7	1.0	0.9	0.7	0.5
3月	3.8	0.7	1.0	0.9	0.7	0.5
4月	3.9	0.8	1.0	0.9	0.7	0.5

資料 厚生労働省統計情報部「介護給付費実態調査月報」

（2）利用者数および利用者の属性

1) 全国的な利用者数の推移

平成20（'08）年4月から21（'09）年4月までの全国的な利用者の推移を表したのが表1である。20（'08）年4月での総数2.2千人であったが、1年後には3.9千人となっており、全体的な利用者は増加傾向にある。要介護度別では、年間を通して400人以上増加しているのが要介護2、3で、

図2 利用者の要介護別割合

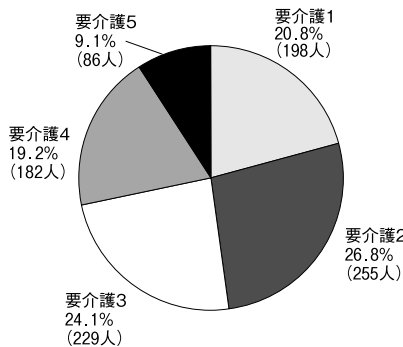


図3 利用者の家族構成

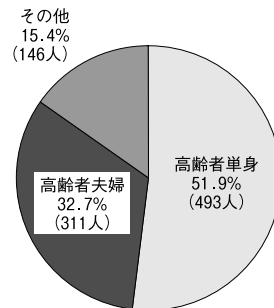


図4 訪問理由について

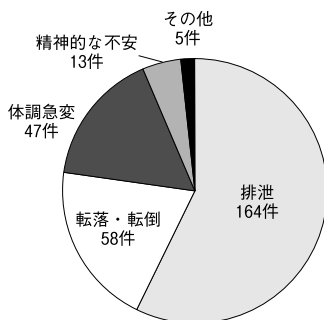


表2 介護報酬改定後の影響について

①24時間通報対応加算の導入
・単位数が高いこともあり、利用者があまり伸びていない(社福法人)
・日中の通報が増加した一方、スタッフを増員した(社福法人)
・利用者の2/3が昼間帯も必要と感じ利用している従来、昼間帯は介護保険適用ではなかったため、利用者は今回利用しやすくなったのではないかと。この加算の導入で24時間トータルでの対応が考えられ、より生活の基盤として位置づけられるようになりつつある(営利法人)
・利用者が少ない状況では、加算のためだけに日中のオペレーター配置を選択することは困難である(営利法人)
②利用限度額との関係
・事業所加算をとることで利用限度額いっぱい利用されていた方が、加算をとらない事業所へ移られた(社福法人)
・定期巡回訪問の単価が上がったことで、限度額オーバーとなり、利用を中止せざるを得ないケースもあった(営利法人)
・区分支給限度額は変わらないため、サービス利用の優先順位でニーズの低いサービスは削減される傾向にある(営利法人)
・定期巡回の単価が上がったことで事業所の収入が若干増加するも、新規契約を考えていた利用者などは、ますます利用しづらくなった(営利法人)

300人以上の増加が要介護1、4となっている。要介護5は、100人台の増加であり、比較的軽・中度の受給者による利用が増えている傾向にある。

2) アンケート回答を得た利用者の属性

利用者の要介護別をみると、総数950人のうち要介護1が198人(20.8%)、要介護2が255人(26.8%)、要介護3が229人(24.1%)、要介護4が182人(19.2%)、要介護5が86人(9.1%)となっている(図2)。全体の約48%は要介護1、2が占めている。

利用者の家族構成を表したのが図3である。高齢者単身世帯が493人(51.9%)と最も多く、次いで高齢者夫婦世帯311人(32.7%)となっている。その他が146人(15.4%)であった。

(3) 訪問理由

訪問理由を示したのが図4である。これは平成21(’09)年7月1日から31日の1カ月間でのデータをまとめたものである。訪問理由で最

も多いのは、「排泄」(164件)である。次いで「転落・転倒」(58件)、「体調急変」(47件)、「精神的な不安」(13件)の順である。「その他」(5件)としては、「体位変換」や「更衣介助」「安否確認」等が訪問理由とされている。休止を除く24事業所のうち、救急車を呼んだケースが6事業所あった。

(4) 自治体による緊急通報サービスとの兼務
事業所が自治体の緊急通報サービス事業者として兼務しているケースは、回答を得た29事業所のうち6事業所であった。その事業所において、緊急通報サービス登録者が夜間対応型訪問介護を利用しているケースが14人存在した。

（５）介護報酬改定の影響

自由記述による介護報酬改定の影響をまとめたのが表２である。ここでは特に、24時間通称対応加算、利用限度額との関係という２つの項目について整理を試みた。

考 察

（１）利用者数の伸び悩みの要因

全国的な利用者数は、平成20（'08）年４月から21（'09）年４月の１年間で1.7千人の増加であった。利用者数の伸び悩みには以下の２点が指摘できる。

第１に、利用者の利用限度額との関係である。今回の調査結果において、この事業の利用者の大半は、要介護度が軽・中度の利用者であることが明らかになった。このことは、利用限度額の範囲内で他のサービスとの調整を考慮した場合、そこで優先順位がつけられ、ニーズの低いと思われるサービスは削減される傾向にあることを示しているといえる。第２次調査の随時訪問サービスの訪問理由において、「排泄」「転倒・転落」が主要な理由であったことから推測できるように、これらのニーズに対しては夜間対応型訪問介護を利用するよりも、通常の訪問介護のなかで夜間・深夜帯の割増加算（割増率は 早朝〔午前６時～午前８時〕25％、 昼間〔午前８時～午後６時〕基準単位、 夜間〔午後６時～午後10時〕25％、 深夜〔午後10時～翌朝午前６時〕50％）で対応したほうが、利用者にとって他のサービスをより利用しやすくなると考えられる。

第２に、この事業に対する広報が行き届いていないことが挙げられる。現在のところ、都道府県によっては今夜間対応型訪問介護の事業所がない地方自治体もある。また、都道府県に事業所が存在しても１カ所のみという地方自治体も少なくない。このような場合、夜間対応型訪問介護の事業を積極的に広報する役割は指定・監督権限を有する市町村にあると考えられるが、実際には特定の事業所のみを広報することはできないとする理由から、市町村としては

消極的な姿勢に終始してしまいがちである。国の「地域介護・福祉空間整備等推進交付金」では、事業立ち上げの初年度に必要な設備整備等として、事業所のPRに要する費用が助成される。今後、広報活動を行うに当たっては、積極的にこれらを活用し、また、初年度以降についても助成の対象とするなどの措置が講じられる必要があると考える。

（２）事業所の運営体制と採算性

平成20（'08）年４月から21（'09）年４月にかけて全国的な事業所数は減少傾向にあった。特に営利法人の撤退が目立つ傾向にある。この背景には次の２つの要因が考えられる。

第１に、オペレーションセンターに常勤する職員確保の困難性が指摘できる。今回の介護報酬改定では、これまでオペレーターの資格要件として挙げられていた看護師、介護福祉士、医師、保健師、社会福祉士に加え、准看護師、介護支援専門員が新たに追加された。夜間・深夜帯に従事する職員をいかに確保するか、これは各事業所に共通した問題である。特に随時コールが重なった場合には、随時訪問に対応するヘルパーが確保できない場面も考えられる。また、現実的に同じヘルパーが随時訪問を行うとは限らず、事業所内での利用者に関する状況の把握や情報の共有が普段から求められることになる。このような問題を踏まえると、今後、事業所の安定的な運営体制を構築するためには、人材をいかに確保していくかが重要な課題のひとつだといえる。

第２には、事業所の採算性の問題が指摘できる。営利法人について全国データでは、ここ１年間で19事業所が撤退を行っており、第２次調査においても、平成21（'09）年７月までに休止した５事業所のうち、営利法人が２事業所含まれていた。この事業からの撤退理由としては、利用率の低調に対する今後の事業展開の困難さが推察できる。今回の介護報酬改定の影響について、あまり変化がないと回答する事業所がある一方で、昼間のニーズが高くなり、24時間トータルで利用者の生活を支援するという基盤

が図られつつあるとの回答も得られた。事業所の採算性を考えるうえでは、厚生労働省は当初人口規模20万人当たり300人程度の利用者を想定²⁾していたことを踏まえると、現状はほど遠いものであるが、今後、昼間のニーズ増加とともに在宅介護の24時間化が安定的に供給されるためにも、潜在的なニーズの掘り起こしが求められてこよう。

(3) 緊急通報サービスとの重複問題

第2次調査において利用者の家族構成をみると、高齢者単身世帯と夫婦世帯が8割以上を占めていた。独居高齢者あるいは高齢者夫婦世帯のニーズが高い理由には、この事業が夜間帯における安心を提供していることが考えられる。安心を提供するという点では、自治体が行っている緊急通報サービスも同様である。第2次調査において、自治体の緊急通報サービスを委託されていると回答した事業所が6ケースあった。緊急通報サービスの利用要件は一般的に65歳以上の高齢者であることから、夜間対応型訪問介護と緊急通報サービスとの機能を整理し、両者の有機的な活用方法を構築する必要があると思われる。

特に、今だ夜間対応型訪問介護が展開されていない市町村では、ハード面での整備について緊急通報システムを活用した事業を進めていくことが、地域で暮らす高齢者にとって安心を確保する第一義的条件であると考えられる。

おわりに

今回の追跡実態調査において、夜間対応型訪

問介護の最重要課題として、利用者数をいかに伸ばすかその課題を明らかにし、また、安定的な運営体制の確保のための条件、そして類似したサービスの機能の再検討を指摘した。在宅生活を希望する高齢者にとって、24時間在宅で暮らすことを可能にするためには、この事業が必要不可欠なサービスであることはいうまでもない。

最後にアンケート回答のなかで事業所の切実な声として、「私たちは現時点では在宅24時間ケアの安心、安全のためにこの事業をしていますが、体力的にも限りがあります。「情熱」と「信念」が消えないうちに事業が事業として成り立つように応援ください」(社会福祉法人)との要望があった。今後、継続的かつ安定的な供給体制を確保するためにも、制度が抱えている構造的な問題点をさらに検討する必要がある。

謝辞

本研究の実施にあたり、調査にご協力いただきました関係者の方々に深謝いたします。

文 献

- 1) 田中孝明：夜間対応型訪問介護の実証的研究 - 全国の実態調査を踏まえた現状とその課題 - . 久留米大学文学部紀要 社会福祉学科編 2009 ; (9) 47-59 .
- 2) 厚生労働省：介護保険制度改革の概要 . 2006 ; 9 .